

県北広域振興局長告示第17号

養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第7条第1項の規定に基づき、次のとおりふ化業者の登録をした。

令和3年7月16日

県北広域振興局長 高橋 進

登録番号	登録年月日	氏名又は名称及び住所	ふ化場の名称及びその所在地
3北広農第1号	令和3年6月25日	株式会社十文字チキンカンパニー 二戸市石切所字火行塚25番地	株式会社十文字チキンカンパニー九戸孵卵場 九戸郡九戸村大字江刺家第2地割55番地11 株式会社十文字チキンカンパニー山形孵卵場 久慈市山形町日野沢第6地割1番地1